

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手 続 名 : 一般旅客定期航路事業の譲渡譲受の認可
- ② 手 続 根 拠 : ・海上運送法第18条第1項
海上運送法施行規則第16条
- ③ 手 続 対 象 者 : 一般旅客定期航路事業者
- ④ 提 出 時 期 : 譲渡譲受前（標準処理期間1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月））
- ⑤ 提 出 方 法 : 次の(1)～(4)に係る事項を記載した事業譲渡譲受認可申請書を、
連署の上、所轄する地方運輸局等へ提出
 - (1) 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名
 - (2) 譲渡譲受を使用とする一般旅客定期航路事業及び譲渡譲受
価格
 - (3) 譲渡譲受の予定期日
 - (4) 譲渡譲受を必要とする理由
- ⑥ 手 数 料 : なし
- ⑦ 添 付 書 類 : (1) 譲渡譲受契約書の写し
(2) 譲渡譲受価格説明書
(3) 譲受人が法人の場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表
(4) 譲受人（譲受人が法人である場合は、その役員）が法第5条第1号及び第2号に該当しない旨の宣誓書
(5) 当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に係るものである場合は、当該旅客船を譲受人が使用することに対する所有者の同意書
- ⑧ 申 請 書 様 式 : 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記 載 要 領 ・ 記 載 例 : 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：	北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
	東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
	関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
	北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
	中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
	近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
	神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
	中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
	四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
	九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
	沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：所轄地方運輸局等

3. 手続情報

①不服申立方法：行政不服審査法の規定による